

旧規則別表第二の上欄に掲げる九 先行技術調査(住環境)	新規則別表第二の上欄に掲げる九 先行技術調査(住環境)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十 先行技術調査(自動制御)	新規則別表第二の上欄に掲げる十 先行技術調査(自動制御)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十一 先行技術調査(動力機械)	新規則別表第二の上欄に掲げる十一 先行技術調査(動力機械)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十二 先行技術調査(運輸)	新規則別表第二の上欄に掲げる十二 先行技術調査(運輸)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十三 先行技術調査(一般機械)	新規則別表第二の上欄に掲げる十三 先行技術調査(一般機械)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十四 先行技術調査(自動制御)又は先行技術調査(生産機械)	新規則別表第二の上欄に掲げる十四 先行技術調査(生産機械)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十五 先行技術調査(搬送組立)又は先行技術調査(生活機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる十五 先行技術調査(搬送組立)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十六 先行技術調査(繊維包装機械)	新規則別表第二の上欄に掲げる十六 先行技術調査(繊維包装機械)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十七 先行技術調査(生活機器)又は先行技術調査(福祉・サービス機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる十七 先行技術調査(生活機器)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十八 先行技術調査(熱機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる十八 先行技術調査(熱機器)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる十九 先行技術調査(福祉・サービス機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる十九 先行技術調査(医療機器)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間

旧規則別表第二の上欄に掲げる二十 先行技術調査(無機化学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十 先行技術調査(無機化学)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十一 先行技術調査(金属加工)又は先行技術調査(金属電気化学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十一 先行技術調査(金属加工)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十二 先行技術調査(金属電気化学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十二 先行技術調査(電気化学)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十四 先行技術調査(生産機械)又は先行技術調査(搬送組立)又は先行技術調査(生活機器)又は先行技術調査(金属加工)又は先行技術調査(半導体機器)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十三 先行技術調査(半導体機器)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十五 先行技術調査(医療)又は先行技術調査(生命工学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十四 先行技術調査(生命工学・医療)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十五 先行技術調査(搬送組立)又は先行技術調査(環境化学)又は先行技術調査(有機化学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十五 先行技術調査(有機化学)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十六 先行技術調査(無機化学)又は先行技術調査(環境化学)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十六 先行技術調査(環境化学)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十八 先行技術調査(高分子)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十七 先行技術調査(プラスチック工学)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第二の上欄に掲げる二十八 先行技術調査(高分子)	新規則別表第二の上欄に掲げる二十八 先行技術調査(高分子)	施行日における上欄に掲げる区分に係る有効期間の残存期間と同一の期間